

緑地等に係る利用上の注意事項

皆さんが気持ちよくいられるよう、マナーを守って使用しましょう。

1 北ふ頭緑地（キラキラ公園）内での禁止行為

施設を損傷したり他人の迷惑となるような次の行為は禁止です。

- ① 焚き火及び焼肉等の火気使用
- ② 芝生やデッキ、ボード等に穴を開ける行為
- ③ キャンプ（宿泊）
- ④ その他施設を損傷させる可能性のある行為
（ペグを使用するテント・タープ等、スケボー・ローラースケート等）
- ⑤ 打ち上げ花火（手持ちの打ち上げ花火含む）や爆竹などは、危険で周辺の迷惑になりますので禁止します。手持ち花火のみ、下記の指定エリア（砂地）に限り使用ができます。



2 ごみは持ち帰りましょう。

3 集会、展示会、物販、その他土地の占用など、特定の行為をしようとするときは、管理者の許可が必要です。

* 緑地に隣接する岸壁（海側の舗装部）での火気使用及び釣りは禁止です。

*** 公園内では靴又はサンダルをはき、「はだし」では絶対に遊ばないでください。**